

会議結果のお知らせ

○ **会議名** 大分県の運動部活動の在り方に関する有識者会議（第3回）

○ **期 日** 平成30年7月18日（水）10:00～12:00

○ **場 所** 大分県教育センター 中研修室4

○ **出席者**

（委員12名）※代理1名を含む

- ・木津 博文 公益財団法人大分県学校給食会理事長
- ・谷口 勇一 大分大学教育学部教授
- ・松田 貴雄 独立行政法人国立病院機構西別府病院スポーツ医学センター長
- ・馬場 宏之 県立学校長協会長（県立大分雄城台高等学校長）
- ・蓑田 智通 県高体連会長（県立情報科学高等学校長）
- ・西川 幸宏 大分市教育委員会体育保健課長
- ・工藤 啓記 県中体連会長（大分市立植田南中学校長）
- ・川邊 隆（代理） 県高等学校PTA連合会副会長（県立大分工業高等学校PTA会長）
- ・鄭 加代 県PTA連合会（由布市立由布川小学校PTA副会長）
- ・小山 康直 県私立中学高等学校協会会長（大分中学・高等学校長）
- ・久士目 弘美 NPO法人わいわい夢クラブ クラブマネジャー
- ・佐保 宏二 県体育協会事務局長

（県教育庁関係者6名）

- ・姫野秀樹教育次長、井上倫明体育保健課長、加藤寛章体育・スポーツ振興監、坂本真実哉指導主事、渡邊達也指導主事、後藤真一郎指導主事

（県生活環境部私学振興・青少年課関係者1名）

浜松弘一課長補佐

○ **次 第**

- 1 開会
- 2 県の方針（素案）についての意見交換
 - （1）「適切な休養日等の設定」について
 - （2）その他の項目について
- 3 今後の日程について
- 4 その他
- 5 委員長あいさつ
- 6 県教育委員会あいさつ
- 7 閉会

○ 内 容

■ 県の方針（素案）について

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要である。国のガイドラインにおいて、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間について「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」と示されていること等も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

<休養日及び活動時間の基準>

【中 学 校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。
※1日は、週休日（祝日を含む）を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- なお、高等学校は、学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、週に1日及び月に1日以上の週休日を完全休養日とする。

【中学校・高等学校共通の基準】

- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、「国のガイドライン」において設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「設置者の方針」に則り、運動部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

■委員による意見交換（発言要旨）

- リード文の下の中学校、高校の基準が太字になって枠囲いができたので見やすくなった。「16時間未満」というところも大切な部分なので、見やすく表記するとよい。
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動というものが、果たしてどういうものであるのか。顧問の先生が、そのことを試行錯誤しながら取り組んでいくことだけに期待をするだけでいいのか。この有識者会議をきっかけに、継続的に検証・研究する必要がある。
- 教員の働き方改革や活動時間の制限だけでなく、「運動をしていない子たちをいかに運動に向かわせるか」という観点も含めての今回の部活動改革となっていることから、「適切な休養日等の設定」の項だけが強調されてしまわないように進めていかなければならない。
- 週 16 時間未満で活動した学校はスポーツ障害やドロップアウト発生率が減ったなどの評価制度が必要。
- 総合型地域スポーツクラブと学校部活動のより緊密な関係を構築するために、総合型地域スポーツクラブという言葉は是非この方針の中に入れ込むべきである。そのことによって、教員退職者が総合型地域スポーツクラブに関わるケースが増えていくことにつながっていくのではないかと。
今にもなくなりそうなクラブもあり、こういった連携で部活動も充実しながら総合型地域スポーツクラブも地域で育っていくという形が理想的。
- 高校の部活動に対して競技志向のイメージがあることから、そこまでは求めないという子がドロップアウトするケースがある。総合型地域スポーツクラブで、ヨガやストレッチなど健康づくりという形でのゆるい部活ができるようにすれば、その子たちの受け皿となり得るのではないかと。
- 教員が部活動を受け持つことは、非常に意味があることである。しかし、学校だけでは限界があるので、競技力を求めずに誰もが参加しやすいスポーツを中学校の部活動で行い、総合型地域スポーツクラブの方で県と協力してトップアスリートを育てるといようなことも考えられるのではないかと。
- 私立にも部活動指導員制度が導入されるとよい。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動ができるようにしたいが、活動場所や指導者には限りがあるため、全てのニーズへの対応が難しい。
- 校長が出場する大会を精査することについて、校長も全種目の専門ではないので判断が難しい。
- 各学校での統一した取組となるように、校長会等で教育委員会から県の方針についての説明をして頂きたい。
- 小学校のスポーツ少年団で、土・日休みがなく試合や練習を行っているところがある。従って、スポーツ少年団の指導者にも理解を求め、小・中・高連携した指導を目指すべき。

- 週 16 時間というのは 2005 年に出された話で、アメリカでは 2015 年に「年齢×時間」に改訂されている。短時間で効率的・効果的な練習を行うことは子どもの体を守ることにつながる。
- 先日、ある番組でアメリカに渡ったプロスポーツ選手が対談をしている場面があって、練習時間は 2 時間で終わり、次は全然違うスポーツをしたりとか、レジャーにいったりとかいう文化がアメリカにはあるという話だった。日本では、2 時間で終わったら、短いので帰って素振りをするかな、あるいは違うことをやろうかなということが文化として残っている以上、根底から変えていくのは難しいし、大会が多いので「お盆も練習をしたい」という教員もいたりする。そういう中で、総合型地域スポーツクラブ等の活用も含めて、運動部活動の在り方全体を考えていかないといけない時期にきている。
- 土・日もなく、平日も遅くまで指導して頂いているということに対して、「先生だから仕方ない、当然のこと」と思っていた。今回の会議をきっかけに、もっと先生方の置かれた厳しい状況に目を向けなければならないと強く思う。今回のこの策定が、保護者・教職員・たくさんの大人を含め、意識改革につながる 1 歩になることを切に願う。
私も学生時代運動部に所属したが、その時の仲間は今でも交流を続けている。ぜひ、たくさん子どもたちが運動部に関わって欲しい。
一刻も早く先生を取り巻く環境が改善されて、教師は素晴らしい職業だと、子どもたちに伝わるほどになってほしい。
- 現場のことを考えて、この方針の内容の根拠をきちんと説明したり、合理的で効率的・効果的な活動の方法のサポートをしたりするなど、長期的な取り組みが必要となる。
- 今回は「適切な休養日等の設定」という所がメインの議題であったが、方針の 2 項、4 項、5 項の所が今後の課題という意見が出された。何をどこまでできるかについては、学校や地域で色々違いがあるだろうが、それぞれの実態を踏まえながらどのように環境整備をしていくべきか工夫していくことが大事。
- 私は運動部に入部していたが、中学時代は常に筋肉が痛かった。高校時代は休みがなかった。県の方針に沿って適切な休みをとり、そして今以上に集中した活動できるようにしていきたい。また、日数、時間を制限することだけでなく、その中で、どれだけ効果的にできるか、みんなで考えていきたい。
- まず、学校の校長先生、そして教員、指導者、保護者の意思の統一を図って頂きたい。
- 運動部活動に参加している子どもたちは、全国を目指す子もいれば、楽しみでやっていく子もいるが、共通しているのは「運動が大好きだ」というベースだと思う。運動が大好きで一生懸命かけて運動を楽しんでいきたいという子どもたちを育てていきたい。
私が子どもの頃は、盆と正月しか休みがなくて、水を飲むなという風に言われていた時代で、その後我々も指導者として子どもたちを指導してきた。その子どもたちが今保護者になってということで、急に意識を改革するという事は非常に難しいが、いかに子どもたちの健康を守っていくかということが大切なことであり、合理的かつ効率的・効果的な指導法を学んでいく必要がある。
- 少子化の波が押し寄せる中、特色ある学校づくりには神経を使う時代。その中で、部活動の在り方というのは、学校にとっては非常に大きな要素である。しかし、子どもや先生の健康を危険にさらして学校経営の理論のみを振りかざすことは、絶対にあってはならない。
合理的かつ効率的・効果的な活動についての教員の意識が高まっており、すでに現場において、科学的で短時間で効果が上がる練習方法を研修している。

- 部活動の在り方を考える今回の改革は子どもたちのためであると同時に、先生たちも一緒に学んでいく、勉強していく、変わっていく機会でもある。

部活動とは、そもそも生徒たちの自発的、主体的な活動なので、先生たち顧問はアドバイザー的な関わりを行うことが望ましいが、顧問教師と呼ばれる先生方は監督であり、コーチという役割を担っている現状がある。部活動の時間数や日数、内容を考えないといけなくなったのだということを、先生が生徒たちと一緒にしっかりと考える時間をもって、試行錯誤をしながら、生徒と先生たちが自発的、主体的に部活動に関わり合うような姿に立ち返る機会を与えてもらったのかもしれないと前向きに思いたい。

最終的には、部活動を経験した子どもたちが将来の生活の中で、スポーツが大切なものであるという意識を持ち続けられるようにしていくことが目標であると思う。

・ あいさつ【木津委員長】

冒頭に、11名の委員の皆さま方に感謝を申し上げたい。各分野の第一戦でご活躍の皆さま方にお集まりを頂き、この3ヶ月間専門のお立場から率直な意見を頂戴し、濃密で非常に建設的な会議となった。

この有識者会議、方針の策定の最終目的地はどこなのか。例えば活動時間、休養日、これらの決まりを作ることが着陸地点ではないということは明白な事実であり、何度も会議の中で意見が出たように、この方針によって「オーバーユースの防止」、「ドロップアウトの予防」、「教職員の負担軽減」が進展することに尽きるのではないかと思う。総合型地域スポーツクラブのこと、今後活用が期待されているスポーツ医・科学の知見を生かした指導の在り方について、この辺りもこれから構築をしながら発展的に部活動の取組を進めていかなければならないと考えている。

今後、県内全ての中学校、高等学校で、部活動の質の向上が図られることを切に期待している。県の方針策定に関わった委員の責任として、今後もそれぞれの立場で是非部活動の質の向上にご協力・ご示唆を頂くようお願いしたい。

・ あいさつ【姫野教育次長】

木津委員長様、それから委員の皆さま方、本当にありがとうございました。県教育委員会を代表してご挨拶を申し上げます。

それぞれの立場から、本当に貴重なご意見を賜りました。部活動を取り巻く環境は大きく変化していく中、皆さまのご意見を伺いながら、部活動が、学校教育活動において本当に重要な位置付けであることを改めて確認させて頂きました。さらに、いろんな意見の中で、子どもの成長における部活動の在り方や、効果的な指導法にかかる指導者の意識改革の必要性など、本当に様々な立場からの御示唆を頂けたと考えております。

「生徒にとって」ということが、今会議の大きなテーマ、キーワードであります。生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築に向けて、そしてさらに、合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動にされるような施策を推進していきたいと考えております。

本県の方針につきましては、8月に今回の議論を頂いたことを踏まえまして県の方で策定して参りたいと考えております。委員の皆さま方におかれましては、策定後におきましても、今回何回も出てきました「検証」ということに関して、また今後も引き続きのご指導、ご助言を頂きたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、木津委員長、委員の皆さま方に感謝申し上げますとともに、皆様方のご健勝を祈念申し上げます、県教育委員会を代表しての感謝の言葉といたします。

○ 問い合わせ先

担当課 大分県教育庁体育保健課（学校体育班）

電話番号 097-506-5639